平成２６年（フ）第８０号
岐阜市茜部本郷２丁目70番地１　比奈守コーポラス101号室
債務者　福島　勝海
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８２号
岐阜県本巣市上真桑1762番地19
債務者　安藤　幸栄（旧姓味岡）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８３号
岐阜市神室町３丁目１番地２
債務者　坂井田征子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９２号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目199番地１　ナビシティ鵜沼Ⅱ201号
債務者　阿部　和成
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９６号
岐阜県郡上市八幡町初納14―３　市営初納住宅Ｃ棟501号室、住民票上の住所岐阜市福富2104番地７
債務者　兼定　　勲
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０３号
岐阜市長良校前町５丁目13番地　サンフラット203
債務者　福井　康弘
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２３０号
名古屋市中川区大当郎２丁目309番地　カーサ柚子102号
債務者　八反田　博
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
奈良県天理市櫟本町734番地５
債務者　戸田　康彦
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５８号
広島市佐伯区五日市駅前１丁目２―32　ノヴァティ松村405号室、住民票上の住所広島市佐伯区河内南２丁目15番17号
債務者　安平　千夏
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９号
広島市佐伯区五日市中央５丁目11番16―301号
債務者　山本　正明
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
山口県萩市大字椿東1077番地８
債務者　山本　修一
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第４９号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2189番地
債務者　福田　敦子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市東佐多町1472番地
債務者　平瀬　祐也
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６９号
鹿児島県鹿児島市南林寺町４番７号　朝日プラザ天文館南509号
債務者　東　　正和
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
東京都町田市木曽東２丁目６番８号サクマハウス407
債務者　豊島喜与作
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２５１号
大阪府枚方市牧野本町１丁目１番50号
債務者　羽田　月子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３２号
大阪府東大阪市長堂３丁目18番19号401号室
債務者　渡邊　典子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部